

法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(法人税法施行令の一部改正)

第一条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編	省略
第二編	内国法人の法人税
第一章	各事業年度の所得に対する法人税
第一節	各事業年度の所得の金額の計算
第一款	第三款の五 省略
第四款	各事業年度の所得の金額の計算の細目
第一目	第六目 省略
第七目	資産に係る控除対象外消費税額等(第三百三十九条の四・第三百三十九条の五)
第八目	転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額(第三百三十九条の五の二)
第二節・第三節	省略
第二章	第四章 省略
第三編	第四編 省略
附則	

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号(定義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

- 一 物品販売業(動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの以外のもの
- イ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九

目次

第一編	同上
第二編	同上
第一章	同上
第一節	同上
第一款	第三款の五 同上
第四款	同上
第一目	第六目 同上
第七目	資産に係る控除対象外消費税額等(第三百三十九条の四・第三百三十九条の五)
第二節・第三節	同上
第二章	第四章 同上
第三編	第四編 同上
附則	

(収益事業の範囲)

第五条 同上

- 一 物品販売業(動植物その他通常物品といわないものの販売業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)第十四条第一項第四号(業務の範囲)に掲げる業務とし

十二号)第十四条第一項第四号(業務の範囲)に掲げる業務として  
行う物品販売業

ロ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型経済構造への  
円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)第一百  
一条第一項第七号(業務の範囲)に掲げる業務として行う物品販売  
業

二 三十四 省 略

(減価償却資産の範囲)

第十三条 法第二条第二十三号(定義)に規定する政令で定める資産は、  
棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事  
業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないも  
のを除く。)とする。

一 七 省 略

イ 省 略

ロ 貯留権(二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三  
十八号)第二条第八項(定義)に規定する試掘権を含む。)

ハ 十 省 略

九 省 略

第四十八条の二

平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産(第  
六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての  
所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結さ  
れたもの)の償却限度額の計算上選定をすることができる法第三十一条  
第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する  
政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各  
号に定める方法とする。

一 四 省 略

五 第十三条第八号イに掲げる鉱業権及び貯留権 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 生産高等比例法(当該鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資

て行うものを除く。)

二 三十四 同 上

2 同 上

(減価償却資産の範囲)

第十三条 同 上

一 七 同 上

八 同 上

イ 同 上

ロ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)  
第二条第八項(定義)に規定する試掘権

ハ 十 同 上

九 同 上

第四十八条の二 同 上

一 四 同 上

五 第十三条第八号イに掲げる鉱業権 次に掲げる方法

イ 同 上

ロ 生産高比例法

産の耐用年数（これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数）の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）

## 六 省 略

### 2 省 略

3 第一項第三号又は第五号に掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該資産に係る同項第三号イ(2)又は第五号ロに規定する一定単位当たりの金額は、当該資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額を残存採掘予定数量等（同項第三号イ(2)に規定する採掘予定数量又は同項第五号ロに規定する採掘予定数量若しくは注入予定数量からこれらの規定に規定する耐用年数の期間内で当該評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量又は注入数量を控除した数量をいう。）で除して計算した金額とする。

### 4 省 略

## 4 省 略

### 4 省 略

（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）  
第四十八条の三 第四十八条第一項各号（減価償却資産の償却の方法）又は前条第一項各号に掲げる減価償却資産が適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格現物分配により分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（以下この項において「分割法人等」という。）から移転を受けたもの又は他の者から特別の法律に基づく承継を受けたものである場合には、当該減価償却資産は、当該分割法人等又は他の者が当該減価償却資産の取得をした日において当該移転又は承継を受けた内国法人により

## 六 同 上

### 2 同 上

3 第一項第三号又は第五号に掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該資産に係る同項第三号イ(2)に規定する一定単位当たりの金額は、当該資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額を残存採掘予定数量（同号イ(2)に規定する採掘予定数量から同号イ(2)に規定する耐用年数の期間内で当該評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が行われた事業年度開始の日以前の期間）内における採掘数量を控除した数量をいう。）で除して計算した金額とする。

### 4 同 上

## 4 同 上

### 4 同 上

（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）  
第四十八条の三 第四十八条第一項各号（減価償却資産の償却の方法）又は前条第一項各号に掲げる減価償却資産が適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格現物分配により分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（以下この条において「分割法人等」という。）から移転を受けたもの又は他の者から特別の法律に基づく承継を受けたものである場合には、当該減価償却資産は、当該分割法人等又は他の者が当該減価償却資産の取得をした日において当該移転又は承継を受けた内国法人により

取得をされたものとみなして、前二条の規定を適用する。

2| 内国法人の有する次の各号に掲げる減価償却資産（そのよるべき償却の方法として旧定率法又は定率法を採用しているものに限る。）につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第四十八条第一項及び前条第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る第四十八条第一項第一号イ(2)又は前条第一項第一号イ(2)に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

一| 第二百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）の規定の適用を受けた同項に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産。その適用に係る適格合併により当該減価償却資産の移転をした当該適格合併に係る被合併法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

二| 第二百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）の規定の適用を受けた同条に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産。その適用に係る適格現物出資により当該減価償却資産の移転をした当該適格現物出資に係る現物出資法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

三| 第三百三十九条の五の二第一項から第三項まで（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）の規定の適用を受けた減価償却資産。その適用に係る同条第一項の内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等、同条第二項の公共法人又は同条第三項の公共法人若しくは公益法人等がそれぞれ同条第一項から第三項までの規定に規定する時前にした償却の額（公益法人等若しくは人格のない社団等の収益事業以外の事業又は公共法人の事業に係るものに限る。）

（リース賃貸資産の償却の方法の特例）

第四十九条の二 省 略

2 5 省 略

6| 第一項の規定の適用を受けるリース賃貸資産が第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に

取得をされたものとみなして、前二条の規定を適用する。

（リース賃貸資産の償却の方法の特例）

第四十九条の二 同 上

2 5 同 上

掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産であるリース賃貸資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額は、当該リース賃貸資産に係る第三項に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

(減価償却資産の償却の方法の選定)

第五十一条 省 略

2 省 略

3 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産（以下この項において「旧償却方法適用資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかつたことにより第五十三条に規定する償却の方法によるべきこととされている場合を含み、二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同年四月一日以後に取得をされた減価償却資産（以下この項において「新償却方法適用資産」という。）で、同年三月三十一日以前に取得をされるとしたならば当該旧償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属するものにつき前項の規定による届出をしていないときは、当該新償却方法適用資産については、当該旧償却方法適用資産につき選定した次の各号に掲げる償却の方法の区分に応じ当該各号に定める償却の方法（第四十八条の二第一項第三号イに掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、当該旧償却方法適用資産につき選定した第一号又は第三号に掲げる償却の方法の区分に応じそれぞれ第一号又は第三号に定める償却の方法）を選定したものとみなす。ただし、当該新償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属する他の新償却方法適用資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

一・二 省 略

三 旧生産高比例法 生産高比例法（第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高比例法）

4・5 省 略

(減価償却資産の償却の方法の選定)

第五十一条 同 上

2 同 上

三 一・二 同 上  
旧生産高比例法 生産高比例法

4・5 同 上

(減価償却資産の法定償却方法)

第五十三条 法第三十一条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する償却の方法を選定しなかつた場合における政令で定める方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 省 略

ロ 第四十八条の二第一項第三号に掲げる減価償却資産 生産高比例

法

ハ 第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産 生産高等比

例法

(減価償却資産の取得価額)

第五十四条 省 略

256 省 略

7 内国法人の有する第四十八条の三第二項各号(適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第三項(第二号に係る部分を除く。)の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る同項に規定する償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

(耐用年数の短縮)

第五十七条 省 略

259 省 略

10 内国法人の有する第四十八条の三第二項各号(適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る前項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償

(減価償却資産の法定償却方法)

第五十三条 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 第四十八条の二第一項第三号及び第五号に掲げる減価償却資産 生産高比例法

(減価償却資産の取得価額)

第五十四条 同 上

256 同 上

(耐用年数の短縮)

第五十七条 同 上

259 同 上

却資産についてした同項に規定する償却の額に含まれるものとする。

11) 第六十一条第二項（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）の規定は、第一項の承認に係る減価償却資産（そのよるべき償却の方法として定率法を採用しているものに限る。）につきその承認を受けた日の属する事業年度において同項の規定を適用しないで計算した第四十八条の二第五項第二号イに規定する調整前償却額が第九項の規定を適用しないで計算した同条第五項第一号に規定する償却保証額に満たない場合について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「同号イ又はハに定める金額及び」とあるのは「承認前償却累積額（第五十七条第九項の規定により取得価額に含まないものとされる金額をいう。）及び」と、「六十」とあるのは「第五十七条第一項に規定する未経過使用可能期間の月数」と、「当該事業年度以後」とあるのは「その承認を受けた日の属する事業年度以後」と読み替えるものとする。

（事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）  
第五十九条 内国法人が事業年度の中でその事業の用に供した次の各号に掲げる減価償却資産については、当該資産の当該事業年度の償却限度額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 省 略

二 そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高等比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定による当該事業年度の償却限度額に相当する金額を当該事業年度における当該資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量で除し、これにその事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額

三 省 略

2 省 略

（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）

第六十一条 内国法人がその有する次の各号に掲げる減価償却資産につき当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額（当該前事業年度までの各事業年度において第四十八条第五項第三号（減価

10) 第六十一条第二項（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）の規定は、第一項の承認に係る減価償却資産（そのよるべき償却の方法として定率法を採用しているものに限る。）につきその承認を受けた日の属する事業年度において同項の規定を適用しないで計算した第四十八条の二第五項第二号イに規定する調整前償却額が前項の規定を適用しないで計算した同条第五項第一号に規定する償却保証額に満たない場合について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「同号イ又はハに定める金額及び」とあるのは「承認前償却累積額（第五十七条第九項の規定により取得価額に含まないものとされる金額をいう。）及び」と、「六十」とあるのは「第五十七条第一項に規定する未経過使用可能期間の月数」と、「当該事業年度以後」とあるのは「その承認を受けた日の属する事業年度以後」と読み替えるものとする。

（事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）  
第五十九条 同 上

一 同 上

二 そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定による当該事業年度の償却限度額に相当する金額を当該事業年度における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

三 同 上

2 同 上

（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）

第六十一条 同 上

償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には当該帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。次項及び次条第一項において同じ。)の累積額(当該事業年度において第四十八条第五項第四号に規定する期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。次項及び次条第一項において同じ。)と当該減価償却資産につき当該各号に規定する償却の方法により計算した当該事業年度の償却限度額に相当する金額との合計額が当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該減価償却資産については、第五十八条(減価償却資産の償却限度額)及び前条の規定にかかわらず、当該償却限度額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもつて当該事業年度の償却限度額とする。

一 省 略

二 平成十九年四月一日以後に取得をされたもの(第四十八条の第二項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同条第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引(ハにおいて「所有権移転外リース取引」という。)に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの)で、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、生産高等比例法、リース期間定額法又は第四十八条の四第一項に規定する償却の方法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ ハ 省 略

2・3 省 略

4 内国法人の有する第四十八条の三第二項各号(適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第一項及び第二項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてしたこれらの規定に規定する償却の額に含まれるものとする。

(堅固な建物等の償却限度額の特例)

一 同 上

二 平成十九年四月一日以後に取得をされたもの(第四十八条の第二項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同条第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引(ハにおいて「所有権移転外リース取引」という。)に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの)で、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法又は第四十八条の四第一項に規定する償却の方法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ ハ 同 上

2・3 同 上

(堅固な建物等の償却限度額の特例)

第六十一条の二 省略

257 省略

8 内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてした同項に規定する償却の額に含まれるものとする。

（償却超過額の処理）

第六十二条 内国法人がその有する減価償却資産についてした償却の額のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（当該減価償却資産が第四十八条の三第二項第三号（適格分社型分割等）があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある場合には、その有する減価償却資産については、その償却をした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該減価償却資産の帳簿価額は、当該損金の額に算入されなかつた金額に相当する金額の減額がされなかつたものとみなす。

2 内国法人の有する第四十八条の三第二項各号に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る法第三十一条第四項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する損金の額に算入されなかつた金額に含まれないものとする。

（適格合併により収益事業以外の事業に属する繰延資産の移転を受けた場合等）のその償却限度額

第六十四条の二 内国法人の次の各号に掲げる繰延資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、その繰延資産に係る前条第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、同項第一号に規定する償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに含まれるものとする。

一 第二百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合

第六十一条の二 同上

257 同上

（償却超過額の処理）

第六十二条 内国法人がその有する減価償却資産についてした償却の額のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該資産については、その償却をした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、当該損金の額に算入されなかつた金額に相当する金額の減額がされなかつたものとみなす。

併法人等の資産及び負債の引継価額等）の規定の適用を受けた同項に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産。その適用に係る適格合併によりその繰延資産の移転をした当該適格合併に係る被合併法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

二 第二百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）の規定の適用を受けた同条に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産。その適用に係る適格現物出資によりその繰延資産の移転をした当該適格現物出資に係る現物出資法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

三 第三百三十九条の五の二第一項から第三項まで（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）の規定の適用を受けた繰延資産。その適用に係る同条第一項の内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等、同条第二項の公共法人又は同条第三項の公共法人若しくは公益法人等がそれぞれ同条第一項から第三項までの規定に規定する時前にした償却の額（公益法人等若しくは人格のない社団等の収益事業以外の事業又は公共法人の事業に係るものに限る。）

#### （繰延資産の償却超過額の処理）

第六十五条 内国法人の各事業年度終了の時の第六十四条第一項第二号（繰延資産の償却限度額）に掲げる繰延資産についてした償却の額のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その繰延資産が前条第三号に掲げる繰延資産である場合において、その繰延資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある場合には、その終了の時の繰延資産については、その償却をした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、その繰延資産の帳簿価額は、当該損金の額に算入されなかつた金額に相当する金額の減額がされなかつたものとみなす。

2 内国法人の前条各号に掲げる繰延資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は、その繰延資産に係る法第三十二条第六項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する損金の額に算入されなかつた金額に含まれないものとする。

#### （繰延資産の償却超過額の処理）

第六十五条 内国法人の各事業年度終了の時の前条第一項第二号に掲げる繰延資産についてした償却の額のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、その繰延資産については、その償却をした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、その繰延資産の帳簿価額は、当該損金の額に算入されなかつた金額に相当する金額の減額がされなかつたものとみなす。

(一般寄附金の損金算入限度額)

第七十三条 省 略

2 前項各号に規定する所得の金額は、次に掲げる規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。

一 二十一 省 略

二十二 租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十三項まで及び第十七項(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

二十三 二十七 省 略

3 5 6 省 略

(国庫補助金等の範囲)

第七十九条 法第四十二条第一項(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一 八 省 略

九 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一条第一項第二十七号(業務の範囲)に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

十 省 略

(収益事業以外の事業に属していた減価償却資産につき圧縮記帳をした場合の取得価額)

第九十二条の三 内国法人の有する第四十八条の三第二項各号(適格分社

型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第八十条の二第一項(国庫補助金等で取得した固定資産等の取得価額)、第八十三条の三第一項(工事負担金で取得した固定資産等の取得価額)、第八十三条の五(賦課金で取得した固定資産等の取得価額)及び第八十七条の二第一項(保険金等で取得した固定資産等の取得価額)の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係るこれらの規定に規定する償却費として各事業年度の所

(一般寄附金の損金算入限度額)

第七十三条 同 上

2 同 上

一 二十一 同 上

二十二 租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

二十三 二十七 同 上

3 5 6 同 上

(国庫補助金等の範囲)

第七十九条 同 上

一 八 同 上

九 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一条第一項第二十五号(業務の範囲)に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

十 同 上

得の金額の計算上損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

(事業の再生が図られたと認められる事由等)

第百十三条の二 省 略

2・3 省 略

4 法第五十七条第十一項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 省 略

二 法第五十七条第十一項第二号の内国法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（法第五十七条第十一項第二号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）。

三 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと（法第五十七条第十一項第二号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）。

5・7 省 略

(市場暗号資産等の範囲)

第百十八条の七 省 略

2 法第六十一条第二項第一号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する暗号資産とする。

一 省 略

二 法第六十一条第二項の内国法人が、当該暗号資産につき、資金決済に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者が同条第二十五項に規定する認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するための当該暗号資産交換業者に対する特定条件通知（特定条件が付され、又は付される予定である旨の通知をいう。）その他の財務省令で定める手続を行っていること。

3・6 省 略

(事業の再生が図られたと認められる事由等)

第百十三条の二 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと（法第五十七条第十一項第二号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）。

5・7 同 上

(市場暗号資産等の範囲)

第百十八条の七 同 上

2 同 上

一 同 上

二 法第六十一条第二項の内国法人が、当該暗号資産につき、資金決済に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者が同条第二十二項に規定する認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するための当該暗号資産交換業者に対する特定条件通知（特定条件が付され、又は付される予定である旨の通知をいう。）その他の財務省令で定める手続を行っていること。

3・6 同 上

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)

第百十九条の三 省 略

25 省 略

6 前項の場合において、同項の内国法人が同項の通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に次に掲げる金額の計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、同項の他の通算法人以外の通算法人(当該内国法人を除く。)で当該通算終了事由が生じた時の直前において当該他の通算法人の株式(出資を含む。以下この項及び次項において同じ。)を有するもの(以下この項において「他の株式等保有法人」という。)の全てが当該通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該明細を記載した書類を添付しているとき(当該内国法人又は他の株式等保有法人のうち、いずれかの法人が資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限るものとし、当該他の通算法人が法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人で同項第一号に掲げる要件に該当するものである場合を除く。)は、前項の規定による当該他の通算法人の株式の当該通算終了事由が生じた時の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額の計算における同項の簿価純資産価額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額に同項第三号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 省 略

二 イ及びロに掲げる金額の合計額からハ及びニに掲げる金額の合計額を減算した金額(当該他の通算法人を合併法人とする通算内適格合併に係る被合併法人調整勘定対応金額がある場合には当該被合併法人調整勘定対応金額に相当する金額を加算した金額とし、通算完全支配関係発生日から当該通算終了事由が生じた時の直前までの間に当該他の通算法人を法第六十二条の八第一項(非適格合併等)により移転を受け、資産等に係る調整勘定の損算入等)に規定する被合併法人等とする。)

イ 当該内国法人が通算完全支配関係発生日以前に取得をした当該他

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)

第百十九条の三 同 上

25 同 上

6 同 上

一 同 上  
二 同 上

イ 当該内国法人が通算完全支配関係発生日以前に取得をした当該他

の通算法人の対象株式に係る各取得の時ににおける資産調整勘定対応金額の合計額（当該内国法人が通算完全支配関係発生日以前に当該他の通算法人の株式の譲渡（適格分割型分割による分割承継法人への移転を含むものとし、法第二条第十二号の十六イ（定義）に掲げる行為による譲渡で法第六十一条の第二十四項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用を受けるもののうち、当該行為により当該他の通算法人が当該譲渡をした法人との間に完全支配関係を有することとなるものを除く。以下この号において同じ。）をした場合には、当該合計額から当該株式の譲渡の直前の時において当該内国法人が有する当該他の通算法人の対象株式に係る資産調整勘定対応金額の合計額を当該直前の時において当該内国法人が有する当該他の通算法人の株式の数又は金額で除し、これに当該譲渡をした当該他の通算法人の株式の数又は金額を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額）

ロ、ニ 省 略

7 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 対象株式 第一百九条第一項（有価証券の取得価額）の規定の適用がある同項第一号又は第二十七号に掲げる有価証券に該当する株式（合併、分割、法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配、株式交換又は株式移転（以下この号において「組織再編成」という。）により当該組織再編成に係る被合併法人の株主等、分割法人若しくはその株主等、被現物分配法人、株式交換完全子法人の株主又は株式移転完全子法人の株主が交付を受けたものを除く。）をいう。

三、六 省 略

8・9 省 略

10 内国法人が他の法人（当該内国法人が通算法人である場合には、第五項に規定する他の通算法人を除く。）から法第二十三条第一項各号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（以下この条において「配当等の額」という。）を受ける場合（当該配当等の額に係る決議日等において当該内国法人と当該他の法人との間に特定支配関係がある場合に限る。）において、その受ける配当等の額（当該他の法人に法第二十四条第一

の通算法人の対象株式に係る各取得の時ににおける資産調整勘定対応金額の合計額（当該内国法人が通算完全支配関係発生日以前に当該他の通算法人の株式の譲渡（適格分割型分割による分割承継法人への移転を含む。以下この号において同じ。）をした場合には、当該合計額から当該譲渡の直前の時において当該内国法人が有する当該他の通算法人の対象株式に係る資産調整勘定対応金額の合計額を当該直前の時において当該内国法人が有する当該他の通算法人の株式の数又は金額で除し、これに当該譲渡をした当該他の通算法人の株式の数又は金額を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額）

ロ、ニ 同 上

7 同 上

一 同 上

二 対象株式 第一百九条第一項（有価証券の取得価額）の規定の適用がある同項第一号又は第二十七号に掲げる有価証券に該当する株式（合併、分割、法第二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配、株式交換又は株式移転（以下この号において「組織再編成」という。）により当該組織再編成に係る被合併法人の株主等、分割法人若しくはその株主等、被現物分配法人、株式交換完全子法人の株主又は株式移転完全子法人の株主が交付を受けたものを除く。）をいう。

三、六 同 上

8・9 同 上

10 内国法人が他の法人（当該内国法人が通算法人である場合には、第五項に規定する他の通算法人を除く。）から法第二十三条第一項各号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（以下この条において「配当等の額」という。）を受ける場合（当該配当等の額に係る決議日等において当該内国法人と当該他の法人との間に特定支配関係がある場合に限る。）において、その受ける配当等の額（当該他の法人に法第二十四条第一

項各号（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由（当該内国法人において法第六十一条の第二十七項の規定の適用があるものに限る。）が生じたことに基因して法第二十四条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額（以下この項において「完全支配関係内みなし配当等の額」という。）を除く。以下この条において「対象配当等の額」という。）及び同一事業年度内配当等の額（当該対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日（同日後に当該内国法人が当該他の法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた場合には、その有することとなつた日）からその受ける直前の時までの間に当該内国法人が当該他の法人から配当等の額を受けた場合（当該配当等の額に係る決議日等において当該内国法人と当該他の法人との間に特定支配関係があつた場合に限る。）におけるその受けた配当等の額（完全支配関係内みなし配当等の額を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の合計額が当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前において当該内国法人が有する当該他の法人の株式等（株式又は出資をいい、移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下第十三項までにおいて同じ。）の帳簿価額のうち最も大きいものの百分の十に相当する金額を超えるとき（次に掲げる要件のいずれかに該当するときを除く。）は、当該内国法人が有する当該他の法人の株式等の当該対象配当等の額に係る基準時における移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、当該株式等の当該基準時の直前における帳簿価額から当該対象配当等の額のうち法第二十三条第一項、第二十三条の二第二項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）又は第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）の規定（以下この条において「益金不算入規定」という。）により益金の額に算入されない金額（同一事業年度内配当等の額のうちこの項の規定の適用を受けなかつたものがある場合には、その適用を受けなかつた同一事業年度内配当等の額のうち益金不算入規定により益金の額に算入されない金額の合計額を含む。）に相当する金額を減算した金額を当該株式等の数で除して計算した金額とする。

一〇四 省略

11  
S 28 省略

項各号（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由（当該内国法人において法第六十一条の第二十七項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものに限る。）が生じたことに基因して法第二十四条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額（以下この項において「完全支配関係内みなし配当等の額」という。）を除く。以下この条において「対象配当等の額」という。）及び同一事業年度内配当等の額（当該対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日（同日後に当該内国法人が当該他の法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた場合には、その有することとなつた日）からその受ける直前の時までの間に当該内国法人が当該他の法人から配当等の額を受けた場合（当該配当等の額に係る決議日等において当該内国法人と当該他の法人との間に特定支配関係があつた場合に限る。）におけるその受けた配当等の額（完全支配関係内みなし配当等の額を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の合計額が当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前において当該内国法人が有する当該他の法人の株式等（株式又は出資をいい、移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下第十三項までにおいて同じ。）の帳簿価額のうち最も大きいものの百分の十に相当する金額を超えるとき（次に掲げる要件のいずれかに該当するときを除く。）は、当該内国法人が有する当該他の法人の株式等の当該対象配当等の額に係る基準時における移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、当該株式等の当該基準時の直前における帳簿価額から当該対象配当等の額のうち法第二十三条第一項、第二十三条の二第二項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）又は第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）の規定（以下この条において「益金不算入規定」という。）により益金の額に算入されない金額（同一事業年度内配当等の額のうちこの項の規定の適用を受けなかつたものがある場合には、その適用を受けなかつた同一事業年度内配当等の額のうち益金不算入規定により益金の額に算入されない金額の合計額を含む。）に相当する金額を減算した金額を当該株式等の数で除して計算した金額とする。

一〇四 同上

11  
S 28 同上

第百三十一条の六 削除

(損益通算)

第百三十一条の七 省略

2 法第六十四条の五第八項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省略

二 租税特別措置法第四十二条の四第八項第四号から第七号まで若しくは第十四号から第十六号まで、第十三項又は第十五項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

三 租税特別措置法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第四号から第七号まで、第十三項又は第十五項

四 租税特別措置法第四十二条の十四第二項（通算法人の仮装経理に基

(転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額)

第百三十一条の六

内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等  
のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に  
属する資産及び負債となつた場合のその資産及び負債（以下この条にお  
いて「転用資産等」という。）、公共法人が収益事業を行う公益法人等  
に該当することとなつた場合のその該当することとなつた時において有  
する資産及び負債（その収益事業に属する資産及び負債に限る。以下こ  
の条において「公益法人等移行時資産等」という。）又は公共法人若し  
くは公益法人等が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた  
場合のその該当することとなつた時において有する資産及び負債（公益  
法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつて  
は、その収益事業以外の事業に属していた資産及び負債に限る。以下こ  
の条において「普通法人等移行時資産等」という。）の帳簿価額は、そ  
れぞれ当該転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載さ  
れた金額、当該公益法人等移行時資産等の価額としてその収益事業を行  
う公益法人等に該当することとなつた時においてその帳簿に記載されて  
いた金額又は当該普通法人等移行時資産等の価額としてその普通法人若  
しくは協同組合等に該当することとなつた時においてその帳簿に記載さ  
れていた金額とする。

(損益通算)

第百三十一条の七 同上

2 同上

一 同上

二 租税特別措置法第四十二条の四第八項第四号から第七号まで、第十  
二項又は第十四項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（  
これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）

三 租税特別措置法第四十二条の十四第二項（通算法人の仮装経理に基

づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る  
国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）  
第十七条の五第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合  
等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

五〇七 省 略

八 租税特別措置法第六十六条の十三第十六項又は第十九項（特定事業  
活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特  
例）

九・十 省 略

十一 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二十項（特定事  
業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特  
例）

## 第八目 転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額

### 第三百三十九条の五の二

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等  
のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に  
属する資産及び負債となつた場合には、その資産及び負債（以下この項  
において「転用資産等」という。）のその収益事業に属することとなつ  
た時における帳簿価額は、当該転用資産等の価額としてその収益事業に  
関する帳簿に記載された金額であるものとして、当該公益法人等又は人  
格のない社団等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金  
額を計算する。

2 公益法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合に  
は、その該当することとなつた時において有する資産及び負債（その収  
益事業に属する資産及び負債に限る。以下この項において「公益法人等  
移行時資産等」という。）のその時における帳簿価額は、当該公益法人  
等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた  
金額であるものとして、当該公益法人等のその時の属する事業年度以後  
の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 公益法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することと  
なつた場合には、その該当することとなつた時において有する資産及び  
負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場

づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る  
国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）  
第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の  
場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

四〇六 同 上

七 租税特別措置法第六十六条の十三第十四項又は第十六項（特定事業  
活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特  
例）

八・九 同 上

十 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の第十七項（特定事業  
活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特  
例）

合にあつては、その収益事業以外の事業に属していた資産及び負債に限る。以下この項において「普通法人等移行時資産等」という。）のその時における帳簿価額は、当該普通法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金額であるものとして、当該普通法人又は協同組合等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する。

#### (留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)

### 第百三十九条の十 省 略

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法人税額 法第六十六条第一項、第二項及び第六項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定により計算した法人税の額に次に掲げる金額を加算した金額をいう。

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（当該事業年度又は同項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合に限る。）、同法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（同法第四十二条の五第二項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等（次号ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に限る。）又は同法第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により当該法人税の額に加算する金額

ハ 租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項若しくは第十項（土地の譲

#### (留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)

### 第百三十九条の十 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（当該事業年度又は同項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合に限る。）若しくは同条第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号（同法第四十二条の十二の五第三項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等（次号ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に限る。）又は同法第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により当該法人税の額に加算する金額

ハ 租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項若しくは第九項（土地の譲

渡等がある場合の特別税率)又は第六十三条第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により当該法人税の額に加算する金額

二 税額控除額 イに掲げる規定により法人税の額から控除をされるべき金額及びロからニまでに掲げる規定により法人税の額から控除する金額の合計額(租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段(法人税の額から控除される特別控除額の特例)(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四第一項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により租税特別措置法第四十二条の十三第一項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分を除く。)をいう。

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十四項(同項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)、同法第四十二条の四の二第一項(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)

若しくは同条第二項において準用する同法第四十二条の四第十四項(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)

又は同法第四十二条の六第二項若しくは第三項(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の九(沖繩の特定地域において工業用機械等を取得了した場合の法人税額の特別控除)、第四十二条の十一の二第二項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)、第四十二条の十二第二項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の十二の五(同条第一項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)、第四十二条の十二の六第二項(生産工程効率化等設備を取得了した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)

若しくは第四十二条の十二の七第

渡等がある場合の特別税率)又は第六十三条第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により当該法人税の額に加算する金額

二 税額控除額 イに掲げる規定により法人税の額から控除をされるべき金額並びにロ及びハに掲げる規定により法人税の額から控除する金額の合計額(租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段(法人税の額から控除される特別控除額の特例)(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四第一項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により租税特別措置法第四十二条の十三第一項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分を除く。)をいう。

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十三項(同条第七項又は第十三項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)

若しくは同条第十八項において準用する同条第十三項(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)

又は同法第四十二条の六第二項若しくは第三項(中小企業者等が機械等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の九(沖繩の特定地域において工業用機械等を取得了した場合の法人税額の特別控除)、第四十二条の十一の二第二項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)、第四十二条の十一の三第二項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の十二の五(同条第一項又は第二項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。)

若しくは第四十二条の十二の六第二項(生産工程効率化等設備を取得了した場合等の特別償却又は法人

二項若しくは第三項（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の二第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の三（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第十七条の三の二（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項又は第三項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

#### （控除限度額の計算）

第四百二十二条 法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで（特定同族会社の特別税率等）並びに租税特別措置法第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項及び第十項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十三条第一

税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の三の二第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第十七条の三から第十七条の三の三まで（特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定

#### （控除限度額の計算）

第四百二十二条 法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで（特定同族会社の特別税率等）並びに租税特別措置法第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項及び第九項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十三条

項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。）に、当該事業年度の所得金額のうち当該事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 5 省 略

（内部取引に含まれない事実の範囲等）

第四百四十五条の十五 省 略

2 省 略

3 法第六十九条第七項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ 省 略

ハ 第十三条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ロに規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号タからナまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 省 略

（通算法人に係る控除限度額の計算）

第四百四十八条 省 略

2 前項に規定する調整前控除限度額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額のうち第三号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（第七項において「調整前控除限度額」という。）をいう。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 前項の通算法人の当該通算事業年度の所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで（特定同族会社の特別税率等）並びに租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同法第

第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。）に、当該事業年度の所得金額のうち当該事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 5 同 上

（内部取引に含まれない事実の範囲等）

第四百四十五条の十五 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第十三条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 同 上

（通算法人に係る控除限度額の計算）

第四百四十八条 同 上

2 同 上

一 同 上

イ 前項の通算法人の当該通算事業年度の所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで（特定同族会社の特別税率等）並びに租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同法第

四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）において準用する場合を含む。）、第四十二条の第十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項及び第十項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の三第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定（ロにおいて「税額関係規定」という。）を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。）

ロ 省 略

二・三 省 略

3 9 省 略

#### （多国籍企業グループ等の範囲）

**第一百五十五条の五** 法第八十二条第三号イ（定義）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる企業グループ等（同条第二号イに掲げる企業グループ等に限るものとし、当該企業グループ等に属する会社等の所在地（同条第三号イに規定する所在地国をいう。）が二以上ある場合の当該企業グループ等を除く。以下この条において同じ。）とする。

一 省 略

二 特定収入等（法第八十二条の三第十五項（国際最低課税額）に規定する特定収入等をいう。以下この号において同じ。）とその他の収入等（同項に規定するその他の収入等をいう。以下この号において同じ。）を有する会社等が属する企業グループ等のうち、当該会社等について、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有

十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項及び第九項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の三第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定（ロにおいて「税額関係規定」という。）を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。）

ロ 同 上

二・三 同 上

3 9 同 上

#### （多国籍企業グループ等の範囲）

**第一百五十五条の五** 同 上

一 同 上

二 特定収入等（法第八十二条の三第十四項（国際最低課税額）に規定する特定収入等をいう。以下この号において同じ。）とその他の収入等（同項に規定するその他の収入等をいう。以下この号において同じ。）を有する会社等が属する企業グループ等のうち、当該会社等について、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有

する導管会社等以外の会社等があるものとみなした場合に前号に掲げる企業グループ等に該当することとなるもの

(帰属割合の計算等)

第二百五十五条の三十七 省 略

2511 省 略

12 会社等が各対象会計年度において法第八十二条の第三十五項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する特定収入等のみを有する導管会社等と同項に規定するその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第二項から第六項まで及び第八項から前項までの規定を適用する。

(繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額)

第二百五十五条の三十九 法第八十二条の第三項第一号イ(3)(国際最低課税額)に規定する政令で定める金額は、同号イ(3)の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額(同項第一号イ(3)の規定により同号イ(3)の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において国別調整後対象租税額(同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。)から控除されたものを除く。)とする。

一 省 略

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の第三項第三号ハに掲げる金額の計算につき同条第十三項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例)

第二百五十五条の四十二の二 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度

に係るグループ国際最低課税額等報告事項等(当該特定多国籍企業グループ等)に属する構成会社等の所在地に係る法第八十二条の第三項第一号から第三号まで(国際最低課税額)に定める金額の計算につきこの

する導管会社等以外の会社等があるものとみなした場合に前号に掲げる企業グループ等に該当することとなるもの

(帰属割合の計算等)

第二百五十五条の三十七 同 上

2511 同 上

12 会社等が各対象会計年度において法第八十二条の第三十四項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する特定収入等のみを有する導管会社等と同項に規定するその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第二項から第六項まで及び第八項から前項までの規定を適用する。

(繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額)

第二百五十五条の三十九 同 上

一 同 上

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の第三項第三号ハに掲げる金額の計算につき同条第十二項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の第三項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度に係る法第八十二条の第三項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国別特別税額控除等相当額（当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等に該当するものを除く。）の合計額（当該合計額が、当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第二号に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額のいずれが多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該金額）をいう。第四項において同じ。）を含むものとして、当該所在地国に係る法第八十二条の第三項第一号イ(3)に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額の計算を行うものとする。

2| 前項の場合において、同項のグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項に、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等に該当するものに限る。以下この項及び第六項において「特別給付付き税額控除等相当額」という。）についてこの項の規定の適用を受けようとする旨が含まれているときにおける前項の規定の適用については、同項中「の合計額（）」とあるのは、「及び次項に規定する特別給付付き税額控除等相当額の合計額（）」とする。この場合において、当該特別給付付き税額控除等相当額は、財務省令で定めるところにより、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額から減算する。

3| 前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別税額控除等相当額 特別税額控除等規定の適用により構成会社等の対象租税が軽減され、又は免除される金額として財務省令で定めるところにより計算した金額をいう。

二 特別税額控除等規定 税額控除等規定のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のみがその適用を受けることができることとされているものその他財務省令で定めるものを除く。）をいう。

イ 構成会社等が各対象会計年度において支出した金額（当該税額控除等規定の施行前に支出した金額を除く。）を基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額（その課税標準から控除し、又はその課税標準に含めないこととされる金額を含む。ロにおいて同じ。）を計算することとされていること。

ロ 構成会社等が各対象会計年度においてその所在地国で生産した有形資産（当該税額控除等規定の施行前に生産したものを除く。）の数量その他これに準ずるものを基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額を計算することとされていること。

三 税額控除等規定 構成会社等の所在地国の租税に関する法令におけるその対象租税を軽減し、又は免除することとする規定のうち、次に掲げるものをいう。

イ 当該構成会社等の対象租税の額から一定の金額を控除することとする規定

ロ 当該構成会社等の対象租税の額の計算において、課税標準とされる所得の金額から一定の金額を控除することとする規定

ハ 当該構成会社等の対象租税の額の計算において、課税標準とされる所得の金額に一定の金額を含めないこととする規定

ニ イからハまでに掲げるものに準ずるものとして財務省令で定める規定

四 適格給付付き税額控除額等 第一百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する適格給付付き税額控除額又は同号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。

4 過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国について第一項（第二項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)の規定の適用を受けた場合には、当該過去対象会計年度に係る当該所在地国の第五十五条の第四第二項第三号イ(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に規定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度に係る当該所在地国の国別特別租税額等相当額を含むものとして、当該所在地国に係る同号に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算を行うものとする。

5 法第八十二条の第三項の規定は、第一項の所在地国を所在地国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。

この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第五十五条の四十二の二第一項から第四項まで(国別特別租税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例)」と読み替えるものとする。

6 第二項の構成会社等が特別給付付き税額控除等相当額の一部について同項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額)

第五十五条の四十三 法第八十二条の第三第二項第四号(国際最低課税額)に規定する当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額は、同号の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額(同項第四号の規定により同号の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において調整後対象租税額から控除されたものを除く。)とする。

一 省 略

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の第三第二項第六号ハに掲げる金額の計算につき同条第十三項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別

(繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額)

第五十五条の四十三 同上

一 同 上

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の第三第二項第六号ハに掲げる金額の計算につき同条第十二項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別

調整後対象租税額)

第二百五十五条の四十七 法第八十二条の三第四項第一号イ(3)(国際最低課

税額)に規定する政令で定める金額は、同号イ(3)の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額(同項第一号イ(3)の規定により同号イ(3)の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において国別調整後対象租税額(同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。)から控除されたものを除く。)とする。

一 省 略

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の三第四項第三号ハに掲げる金額の計算につき同条第十四項において準用する同条第十三項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同条第十四項において準用する同条第十三項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例)

第二百五十五条の四十九の二 第二百五十五条の四十二の二第一項から第四項

まで及び第六項(国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例)の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の三第四項第一号イ(3)(国際最低課税額)に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額並びに第二百五十五条の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)において準用する第二百五十五条の四十第二項第三号(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算について準用する。この場合において、第一百五十五条の四十二の二第一項中「第八十二条の三第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号から第三号まで」と、第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)」と、「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第

調整後対象租税額)

第二百五十五条の四十七 同 上

一 同 上

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の三第四項第三号ハに掲げる金額の計算につき同条第十三項において準用する同条第十二項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同条第十三項において準用する同条第十二項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する百五十五条の三十八第一項第一号」と、「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」と、同条第三項第四号中「百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）」とあるのは「百五十五条の十八第四項（個別計算所得等の金額の計算）」において準用する同条第二項第十二号」と、同条第四項中「百五十五条の四十第二項第三号イ」とあるのは「百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する百五十五条の四十第二項第三号イ」と読み替えるものとする。

2 法第八十二条の三第五項の規定は、前項において準用する百五十五条の四十二の二第一項の所在地を所在地とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する同令百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

（繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）

百五十五条の五十 法第八十二条の三第四項第四号（国際最低課税額）に規定する当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額は、同号の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（同項第四号の規定により同号の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において調整後対象租税額から控除されたものを除く。）とする。

一 省略

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の三第四項第六号ハに掲げる金額の計算につき同条第十四項において準用する同条第十三項の規定の適用を受けた場合

（繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）

百五十五条の五十 同上

一 同上

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の三第四項第六号ハに掲げる金額の計算につき同条第十三項において準用する同条第十二項の規定の適用を受けた場合

における当該過去対象会計年度に限る。) 同条第十四項において準用する同条第十三項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(収入金額等に関する適用免除基準)

**第一百五十五条の五十五** 法第八十二条の三第八項第一号(国際最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額を適用対象会計年度(同項の規定の適用を受けようとする対象会計年度をいう。以下この条において同じ。)及び直前二対象会計年度(当該適用対象会計年度の直前の二対象会計年度をいう。以下この条において同じ。)の数で除して計算した金額とする。

一・二 省略

**2** 法第八十二条の三第八項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用対象会計年度に係る所在地国所得等の金額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額をいう。以下この項において同じ。)と直前二対象会計年度に係る所在地国所得等の金額の合計額を当該適用対象会計年度及び当該直前二対象会計年度の数で除して計算した金額とする。

一・二 省略

**3** 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等(第一項第一号の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等(法第八十二条の三第九項に規定する連結除外構成会社等をいう。以下この条において同じ。)である場合に、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)には、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一・四 省略

4 省略

における当該過去対象会計年度に限る。) 同条第十三項において準用する同条第十二項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(収入金額等に関する適用免除基準)

**第一百五十五条の五十五** 法第八十二条の三第七項第一号(国際最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額を適用対象会計年度(同項の規定の適用を受けようとする対象会計年度をいう。以下この条において同じ。)及び直前二対象会計年度(当該適用対象会計年度の直前の二対象会計年度をいう。以下この条において同じ。)の数で除して計算した金額とする。

一・二 同上

**2** 法第八十二条の三第七項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用対象会計年度に係る所在地国所得等の金額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額をいう。以下この項において同じ。)と直前二対象会計年度に係る所在地国所得等の金額の合計額を当該適用対象会計年度及び当該直前二対象会計年度の数で除して計算した金額とする。

一・二 同上

**3** 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等(第一項第一号の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等(法第八十二条の三第八項に規定する連結除外構成会社等をいう。以下この条において同じ。)である場合に、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)には、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一・四 同上

4 同上

5 法第八十二条の三第九項第一号イに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第八十二条の三第九項第一号イの所在地を所在地とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号イの対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額

二 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地に係る法第八十二条の三第九項第一号イに規定する財務省令で定める事項に係る金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後税額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地に係る調整後税額）

6 法第八十二条の三第九項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第八十二条の三第九項第一号ロの所在地を所在地とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号ロの対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額

二 省 略

7 前二項に規定する連結除外構成会社等は、法第八十二条の三第九項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（同項の所在地を所在地とする構成会社等が連結除外構成会社等である場合に、当該連結除外構成会社等について前二項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）におけるその連結除外構成会社等に限るものとする。

8・9 省 略

（共同支配会社等に係る適用免除基準）

5 法第八十二条の三第八項第一号イに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第八十二条の三第八項第一号イの所在地を所在地とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号イの対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額

二 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地に係る法第八十二条の三第八項第一号イに規定する財務省令で定める事項に係る金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後税額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地に係る調整後税額）

6 法第八十二条の三第八項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第八十二条の三第八項第一号ロの所在地を所在地とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号ロの対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額

二 同 上

7 前二項に規定する連結除外構成会社等は、法第八十二条の三第八項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（同項の所在地を所在地とする構成会社等が連結除外構成会社等である場合に、当該連結除外構成会社等について前二項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）におけるその連結除外構成会社等に限るものとする。

8・9 同 上

（共同支配会社等に係る適用免除基準）

第百五十五条の五十六 前条第一項、第二項、第四項及び第九項の規定は、法第八十二条の三第十四項（国際最低課税額）において準用する同条第八項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等」と、同条第二項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第一款 国際最低課税残余額

第百五十五条の五十九 省 略

256 省 略

7 法第八十二条の十一第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等（同項第一号に規定する会社等別国際最低課税額等をいう。第九項において同じ。）から、当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等のみに対し当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課するものとして計算した場合における法第八十二条の三第一項第一号ロ（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額等を控除した残余額とする。

8 省 略

9 法第八十二条の十一第四項に規定する政令で定める金額は、同項の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地を所在地とする構成会社等ごとの第一号に掲げる金額の合計額と当該所在地を所在地とする共同支配会社等ごとの第二号に掲げる金額の合計額とを合計した

第百五十五条の五十六 前条第一項、第二項、第四項及び第九項の規定は、法第八十二条の三第十三項（国際最低課税額）において準用する同条第七項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第一款 国際最低課税残余額

第百五十五条の五十九 同 上

256 同 上

7 法第八十二条の十一第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の同項第一号に規定する会社等別国際最低課税額等から、当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等のみに対し当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課するものとして計算した場合における法第八十二条の三第一項第一号ロ（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額等を控除した残余額とする。

8 同 上

金額とする。

一 当該構成会社等の会社等別国際最低課税額等から当該構成会社等の法第八十二条の十一第二項第一号に規定する国際最低課税額等を控除した残額

二 当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等から当該共同支配会社等の法第八十二条の十一第二項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額を控除した残額

(国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例)

第一百五十五条の六十八の二 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等(法第八十二条の十九第二項各号(国内最低課税額)に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(法第五十条の三第六項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国内特別税額控除等相当額(我が国を所在地国とする全ての構成会社等の第一百五十五条の四十二の二第三項第一号(国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例)に規定する特別税額控除等相当額(同条第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額に該当するものを除く。))の合計額(当該合計額が、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る第一百五十五条の三十八第一項第一号(国別グループ純所得の金額から控除する金額)に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第二号に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額のいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該金額)をいう。第三項において同じ。)を含むものとして、法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額の計算を行うものと

する。

2| 前項の場合において、同項のグループ国内最低課税額報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項に、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。）に係る特別給付付き税額控除等相当額（第五十五条の四十二の二第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）についてこの項の規定の適用を受けようとする旨が含まれているときにおける前項の規定の適用については、同項中「の合計額」とあるのは、「及び次項に規定する特別給付付き税額控除等相当額の合計額」とする。この場合において、当該特別給付付き税額控除等相当額は、財務省令で定めるところにより、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額から減算する。

3| 過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、当該過去対象会計年度に係る第五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内グループ調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度に係る国内特別税額控除等相当額を含むものとして、同号に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算を行うものとする。

4| 法第八十二条の三第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第五十五条の六十八の二第一項から第三項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

5| 第二項の構成会社等が特別給付付き税額控除等相当額の一部について同項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第二百五十五条の七十六の二 第二百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで及び第五項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の十九第五項第一号イ(3)（国内最低課税額）に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額並びに第二百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第二百五十五条の六十四第二項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算について準用する。

この場合において、第二百五十五条の六十八の二第一項中「第八十二条の十九第二項各号」とあるのは「第八十二条の十九第五項各号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)」と、「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第二百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第二百五十五条の四十六（個別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第二百五十五条の三十八第一項第一号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ(3)」に」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ(3)」と、同条第二項中「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、同条第三項中「第二百五十五条の六十四第二項第三号イ」とあるのは「第二百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第二百五十五条の六十四第二項第三号イ」と読み替えるものとする。

2 | 法第八十二条の三第五項（国際最低課税額）の規定は、前項において準用する第二百五十五条の六十八の二第一項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうちにその所在地国を我が国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第二百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算

の特例)において準用する同令第五百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで(国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例)と読み替えるものとする。

(収入金額等に関する適用免除基準)

第二百五十五条の七十九 第二百五十五条の五十五第一項から第四項まで、第八項及び第九項(収入金額等に関する適用免除基準)の規定は、法第八十二条の十九第八項各号(国内最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第二百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第八項第一号(国際最低課税額)」とあるのは「第八十二条の十九第八項第一号(国内最低課税額)」と、同項第一号中「構成会社等(各種投資会社等を除く。)」の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第二項中「第八十二条の三第八項第二号」とあるのは「第八十二条の十九第八項第二号」と、同項第一号中「構成会社等(各種投資会社等を除く。)」の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第三項中「グループ国際最低課税額等報告事項等」とあるのは「グループ国内最低課税額報告事項等」と、「第一項第一号の所在地国」とあるのは「我が国」と、「第八十二条の三第九項」とあるのは「第八十二条の十九第九項」と、「第五十条の三第三項」とあるのは「第五十条の三第六項」と、同項第一号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「の所在地国に係る」とあるのは「我が国に係る」と、同項第二号から第四号までの規定中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第九項中「第五十五条の四十第一項(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)」とあるのは「第五十五条の六十四第一項(構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)」と読み替えるものとする。

2

第二百五十五条の五十五第五項から第八項までの規定は、法第八十二条の十九第九項第一号イ及びロに規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第二百五十五条の五十五第五項中「第八十二条の三第九項第一号イに規定する政令」とあるのは「第八十二条の十九第九項第一号イ(国内最低課税額)に規定する政令」と、同項第一号中「法第八十二条の三第九項第一号イの所在地国」とあるのは「我が国」と、「同号イ」とあるのは「法第八十二条の十九第九項第一号イ」と、「

(収入金額等に関する適用免除基準)

第二百五十五条の七十九 第二百五十五条の五十五第一項から第四項まで、第八項及び第九項(収入金額等に関する適用免除基準)の規定は、法第八十二条の十九第八項各号(国内最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第二百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第七項第一号(国際最低課税額)」とあるのは「第八十二条の十九第八項第一号(国内最低課税額)」と、同項第一号中「構成会社等(各種投資会社等を除く。)」の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第二項中「第八十二条の三第七項第二号」とあるのは「第八十二条の十九第八項第二号」と、同項第一号中「構成会社等(各種投資会社等を除く。)」の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第三項中「グループ国際最低課税額等報告事項等」とあるのは「グループ国内最低課税額報告事項等」と、「第一項第一号の所在地国」とあるのは「我が国」と、「第八十二条の三第八項」とあるのは「第八十二条の十九第九項」と、「第五十条の三第三項」とあるのは「第五十条の三第六項」と、同項第一号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「の所在地国に係る」とあるのは「我が国に係る」と、同項第二号から第四号までの規定中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第九項中「第五十五条の四十第一項(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)」とあるのは「第五十五条の六十四第一項(構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)」と読み替えるものとする。

2

第二百五十五条の五十五第五項から第八項までの規定は、法第八十二条の十九第九項第一号イ及びロに規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第二百五十五条の五十五第五項中「第八十二条の三第八項第一号イに規定する政令」とあるのは「第八十二条の十九第九項第一号イ(国内最低課税額)に規定する政令」と、同項第一号中「法第八十二条の三第八項第一号イの所在地国」とあるのは「我が国」と、「同号イ」とあるのは「法第八十二条の十九第九項第一号イ」と、「

調整後対象租税額」とあるのは「同条第二項第一号に規定する国内調整後対象租税額」と、同項第二号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「第八十二条の三第九項第一号イ」とあるのは「第八十二条の三第九項第一号イ」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同条第六項中「第八十二条の三第九項第一号ロ」とあるのは「第八十二条の三第九項第一号ロ」と、同項第一号中「法第八十二条の三第九項第一号ロの所在地国」とあるのは「我が国」と、「同号ロ」とあるのは「法第八十二条の三第九項第一号ロ」と、同項第二号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同条第七項中「第八十二条の三第九項」とあるのは「第八十二条の三第九項」と、「グループ国際最低課税額等報告事項等」とあるのは「グループ国内最低課税額報告事項等」と、「同項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「第一百五十五条の三第三項」とあるのは「第一百五十五条の三第六項」と読み替えるものとする。

#### (共同支配会社等に係る適用免除基準)

**第一百五十五条の八十** 第一百五十五条の五十五第一項、第二項、第四項及び第九項（収入金額等に関する適用免除基準）の規定は、法第八十二条の十九第十五項（国内最低課税額）において準用する同条第八項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第一百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第八項第一号（国際最低課税額）」とあるのは「第八十二条の十九第十五項（国内最低課税額）」において準用する同条第八項第一号」と、同項第一号中「属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（）」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、）」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項中「第八十二条の三第八項第二号」とあるのは「第八十二条の十九第十五項において準用する同条第八項第二号」と、同項第一号中「属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（）」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国

調整後対象租税額」とあるのは「同条第二項第一号に規定する国内調整後対象租税額」と、同項第二号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「第八十二条の三第八項第一号イ」とあるのは「第八十二条の三第九項第一号イ」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同条第六項中「第八十二条の三第八項第一号ロ」とあるのは「第八十二条の三第九項第一号ロ」と、同項第一号中「法第八十二条の三第八項第一号ロの所在地国」とあるのは「我が国」と、「同号ロ」とあるのは「法第八十二条の三第九項第一号ロ」と、同項第二号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同条第七項中「第八十二条の三第八項」とあるのは「第八十二条の三第九項」と、「グループ国際最低課税額等報告事項等」とあるのは「グループ国内最低課税額報告事項等」と、「同項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「第一百五十五条の三第三項」とあるのは「第一百五十五条の三第六項」と読み替えるものとする。

#### (共同支配会社等に係る適用免除基準)

**第一百五十五条の八十** 第一百五十五条の五十五第一項、第二項、第四項及び第九項（収入金額等に関する適用免除基準）の規定は、法第八十二条の十九第十五項（国内最低課税額）において準用する同条第八項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第一百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第七項第一号（国際最低課税額）」とあるのは「第八十二条の十九第十五項（国内最低課税額）」において準用する同条第八項第一号」と、同項第一号中「属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（）」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、）」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項中「第八十二条の三第七項第二号」とあるのは「第八十二条の十九第十五項において準用する同条第八項第二号」と、同項第一号中「属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（）」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国

国を我が国とするものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、）と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第九項中「第一百五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」とあるのは「第一百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」において準用する第一百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付特例対象法人税額等の範囲）

## 第七十五条 省 略

2 法第三十五条第四項第三号に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事實とする。

一 特別清算開始の命令があつたこと。

二 省 略

三 法第三十五条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

四 法令の規定による整理手續によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと（第二号に掲げるものを除く。）。

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

## 第八十三条 省 略

2 省 略

3 法第三十九条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事實とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

国を我が国とするものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、）と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第九項中「第一百五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」とあるのは「第一百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」において準用する第一百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付特例対象法人税額等の範囲）

## 第七十五条 同 上

2 同 上

一 特別清算開始の決定があつたこと。

二 同 上

三 法令の規定による整理手續によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと（前号に掲げるものを除く。）。

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

## 第八十三条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

イ・口 省略

ハ 第十三条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号口に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号タからナまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 省略

(控除限度額の計算)

**第九十四条** 法第四十四条の二第一項(外国法人に係る外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の外国法人の各事業年度の法第四十一条第一号イ(課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額(法第四十四条から第四十条の二の二まで(外国法人に係る所得税額の控除等)並びに租税特別措置法第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)、第六十二条の三第一項及び第十項(土地の譲渡等がある場合の特別税率)並びに第六十三条第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第四十四条の二の二の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。)に、当該事業年度の恒久的施設帰属所得金額のうち当該事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 4 省略

(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)

**第二十四条** 法第五十条の三第一項第二号(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)に規定する政令で定める規定は、第五十五条の十七第一項(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例)(同条第七項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において準用する場合の個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)、第五十五条の二十第一項(連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)、第五十五条の二十三第一項(株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第七項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)、第五十五条の二十四第一項(資産等の時

イ・口 同上

ハ 第十三条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号口及びタからナまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 同上

(控除限度額の計算)

**第九十四条** 法第四十四条の二第一項(外国法人に係る外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の外国法人の各事業年度の法第四十一条第一号イ(課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額(法第四十四条から第四十条の二の二まで(外国法人に係る所得税額の控除等)並びに租税特別措置法第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)、第六十二条の三第一項及び第九項(土地の譲渡等がある場合の特別税率)並びに第六十三条第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第四十四条の二の二の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。)に、当該事業年度の恒久的施設帰属所得金額のうち当該事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 4 同上

(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)

**第二十四条** 法第五十条の三第一項第二号(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)に規定する政令で定める規定は、第五十五条の十七第一項(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例)(同条第七項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において準用する場合の個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)、第五十五条の二十第一項(連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)、第五十五条の二十三第一項(株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第七項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)、第五十五条の二十四第一項(資産等の時

価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十四の二第二項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十六第一項（一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十七第一項（一定の利益の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十八第一項（債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）  
、第百五十五条の二十九第一項（資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）  
、第百五十五条の三十一第一項（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の三十五第四項（調整後対象租税額の計算）  
、第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国際最低課税額の特例）  
、第百五十五条の四十二の二第二項（個別特別税額控除等相当額がある場合の個別実効税率等の計算の特例）  
、第百五十五条の四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）  
、第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）  
において準用する第百五十五条の四十一第一項、第百五十五条の四十九の二第二項（共同支配会社等に係る個別特別税額控除等相当額がある場合の個別実効税率等の計算の特例）  
において準用する第百五十五条の四十二の二第二項、第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）  
において準用する第百五十五条の四十四第四項又は第百五十五条の五十五第三項（収入金額等に関する適用免除基準）  
若しくは同条第五項及び第六項の規定その他財務省令で定める規定とする。

## 2・3 省 略

4 法第百五十条の三第四項第二号に規定する政令で定める規定は、第百

価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十四の二第二項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十六第一項（一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十七第一項（一定の利益の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の二十八第一項（債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）  
、第百五十五条の二十九第一項（資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）  
、第百五十五条の三十一第一項（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）  
、第百五十五条の三十五第四項（調整後対象租税額の計算）  
、第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国際最低課税額の特例）  
、第百五十五条の四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）  
、第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）  
において準用する第百五十五条の四十一第一項、第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）  
において準用する第百五十五条の四十四第四項又は第百五十五条の五十五第三項（収入金額等に関する適用免除基準）  
若しくは同条第五項及び第六項の規定その他財務省令で定める規定とする。

## 2・3 同 上

4 法第百五十条の三第四項第二号に規定する政令で定める規定は、第百

五十五条の十七第一項、第五百五十五条の二十第一項、第五百五十五条の二十三第一項、第五百五十五条の二十四第一項、第五百五十五条の二十四の二第一項、第五百五十五条の二十六第一項、第五百五十五条の二十七第一項、第五百五十五条の二十八第一項、第五百五十五条の二十九第一項、第五百五十五条の三十一第一項、第五百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）（法第四百四十五条の六第二項（国内最低課税額）の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）（法第四百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の六十八の二第二項若しくは第二項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）（法第四百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の七十第二項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）において準用する第五百五十五条の六十一第二項（法第四百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第五百五十五条の六十五第一項（法第四百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する第五百五十五条の六十八の二第一項若しくは第二項（法第四百四十五条の六第三項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）又は第五百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する第五百五十五条の五十五第三項（法第四百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）若しくは第五百五十五条の七十九第二項において準用する第五百五十五条の五十五第五項及び第六項（法第四百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）の規定その他財務省令で定める規定とする。

5  
5  
7 省 略

（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部

五十五条の十七第一項、第五百五十五条の二十第一項、第五百五十五条の二十三第一項、第五百五十五条の二十四第一項、第五百五十五条の二十四の二第一項、第五百五十五条の二十六第一項、第五百五十五条の二十七第一項、第五百五十五条の二十八第一項、第五百五十五条の二十九第一項、第五百五十五条の三十一第一項、第五百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）（法第四百四十五条の六第二項（国内最低課税額）の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）（法第四百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の六十八の二第二項若しくは第二項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）（法第四百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の七十第二項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）において準用する第五百五十五条の六十一第二項（法第四百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第五百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第五百五十五条の六十五第一項（法第四百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）又は第五百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する第五百五十五条の五十五第三項（法第四百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）若しくは第五百五十五条の七十九第二項において準用する第五百五十五条の五十五第五項及び第六項（法第四百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）の規定その他財務省令で定める規定とする。

5  
5  
7 同 上

を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第七条 省 略

256 省 略

7| 第二項本文の規定の適用を受ける経過リース資産が法人税法施行令第四十八条の三第二項各号に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産である経過リース資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額は、当該経過リース資産に係る第四項に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

8| 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行令第三百三十九条の十第二項第一号ハの改正規定、同令第四百二十二条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同令第四百四十八条第二項第一号イの改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）及び同令第四百九十四条第一項の改正規定 令和十年一月一日

二 第一条中法人税法施行令第十三条第八号ロの改正規定、同令第四十八条の二の改正規定、同令第五十一条第三項第三号の改正規定、同令第五十三条第二号の改正規定、同令第五十九条第一項第二号の改正規定、同令第六十一条第一項第二号の改正規定、同令第七十九条第九号の改正規定、同令第四百四十五条の十五第三項第一号ハの改正規定及び同令第四百八十三条第三項第一号ハの改正規定並びに次条第二項及び第三項の規定  
二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

三 第一条中法人税法施行令第一百三十三条の二第四項の改正規定及び同令第

附 則

（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第七条 同 上

256 同 上

7| 同 上

百七十五条第二項の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

四 第一条中法人税法施行令第一百八条の七第二項第二号の改正規定 資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行の日

五 第一条中法人税法施行令第三百三十九条の十第二項第二号口の改正規定（「若しくは第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「」の「」を「」若しくは第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の「」に改める部分に限る。） 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第二編第一章第一節第二款第五目から第七目まで（新令第四十八条の二第一項及び第三項、第五十一条第三項、第五十三条、第五十九条第一項並びに第六十一条第一項を除く。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の減価償却資産の償却費の計算について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の減価償却資産の償却費の計算については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の二第一項及び第三項、第五十一条第三項、第五十三条、第五十九条第一項並びに第六十一条第一項の規定は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度の償却限度額（法人税法施行令第四十条第一項に規定する償却限度額をいう。以下この項及び附則第十条において同じ。）の計算について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

3 前条第二号に定める日前に取得をされた第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産につき既にそのよるべき償却の方法とし

て同項第三号イ②に規定する生産高比例法（以下この項において「生産高比例法」という。）を選定している場合（旧令第五十一条第三項の規定により生産高比例法を選定したものとみなされている場合及びその償却の方法を届け出なかったことにより旧令第五十三条第二号ロに定める方法によるべきこととされている場合を含む。）には、当該減価償却資産については、新令第四十八条の二第一項第五号ロに規定する生産高等比例法を選定したものとみなす。

（適格合併により収益事業以外の事業に属する繰延資産の移転を受けた場合等）のその償却限度額等に関する経過措置）

**第三条** 新令第六十四条の二及び第六十五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の繰延資産の償却費の計算について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の繰延資産の償却費の計算については、なお従前の例による。

（収益事業以外の事業に属していた減価償却資産につき圧縮記帳をした場合の取得価額に関する経過措置）

**第四条** 新令第九十二条の三の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する経過措置）

**第五条** 新令百十九条の三第六項の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額に関する経過措置）

**第六条** 新令百三十九条の五の二の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

**第七條** 新令第五百五十五條の四十二の二及び第五百五十五條の四十九の二の規定は、内国法人の令和八年一月一日以後に開始する対象会計年度について適用する。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五百五十五條の四十二の二第一項</p>	<p>当該特定多国籍企業グループ等</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「改正法」という。）附則第十六條第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第五十條の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいい、当該特定多国籍企業グループ等</p>
<p>法第八十二條の三第二項第一号から第三号まで</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二條の規定（同法附則第一條第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び第五項において「旧法人税法」という。）第八十二條の二第二項第一号から第三号</p>	

	(法)	(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)に	法第八十二条の三第三項	法第八十二条の三第四項第一号イ(3)	第八十二条の三第二項第一号
まで	(改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法	の規定	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)に	旧法人税法第八十二条の二第三項	所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)第二条の規定(同法附則第一条第三号ロ(施行期日)に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(次項において「旧法人税法」という。)第八十二条の二第四項第一号イ(3)	第八十二条の二第二項第一

		から第三号まで	
		第八十二条の三第四項第一号から第三号まで	第八十二条の二第四項第一号から第三号まで
		第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)	第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)
		第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)	第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)
		第八十二条の三第二項第一号イ(3)に	第八十二条の二第二項第一号イ(3)に
		第八十二条の三第四項第一号イ(3)に	第八十二条の二第四項第一号イ(3)に
第一百五十五条の四十九の二	法第八十二条の三第五項	旧法人税法第八十二条の二第五項	
第二項			

(国内最低課税額の計算に関する経過措置)

**第八条** 新令第一百五十五条の六十八の二及び第一百五十五条の七十六の二の規定は、法人の施行日以後に開始する対象会計年度について適用する。

(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置)

**第九条** 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。次項において「改正法」という。）附則第十六条第一項の規定の適用がある場合における新令第二百四十四条第一項から第三項まで及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

<p>法第百五十条の三第一項第二号</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。次項、第三項及び第七項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第二号</p>
<p>特例）、第百五十五条の四十二の二第二項若しくは第二項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）</p>	<p>特例）</p>
<p>において準用する第百五十五条の四十四第四項又は</p>	<p>又は</p>
<p>において準用する第百五十五条の四十一第一項、第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第百五十五条の四十二の二第二項若しくは第二項、第百五十五条の五十一第二項</p>	<p>、第百五十五条の五十一第二項</p>

第二項	
号 法第百五十条の三第一項第三	の規定
第三号 改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項	の規定、法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号。以下この項において「改正令」という。）附則第七条（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えられた第二百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項（国別特別税額控除等相当額がある場合の特例）又は改正令附則第七条の規定により読み替えられた第二百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の特例）において準用する改正令附則第七条の規定により読み替えられた第二百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項の規定

第三項	法第五十条の三第三項に	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第五十条の三第三項に
第三項第一号	法第五十条の三第三項  法第五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第五十条の三第三項  改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第五十条の三第一項
第三項第二号	及びグループ国内最低課税額報告事項等（法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）又はこれら  及びグループ国内最低課税額報告事項等又はこれら	又はこれ  又はこれ
第七項	（同項第二号において「当局間合意」という。）であつて、同条第三項  又はグループ国内最低課税額報告対象法人（法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法	が改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第五十条の三第九項

人をいう。以下この項において同じ。）が同条第九項	
又はグループ国内最低課税額報告対象法人の特定多国籍企業グループ等に係る第三項及び前項	の特定多国籍企業グループ等に係る第三項
第三項各号及び前項各号	同項各号

2 | 前項に定めるもののほか、改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた改正法第二条の規定による改正後の法人税法第百五十条の三第一項の規定による令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等の提供に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第二条の規定による改正後の法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和七年政令第百二十一号)〔附則第七条第七項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の償却限度額の計算について適用する。〕

(法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第十一条 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

附 則

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第三条 省 略

2 法人が、平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度(以下この条において「改正事業年度」という。)においてその有する減価償却資産(新令第四十八条の二第一項第二号又は第三号

附 則

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第三条 同 上

2 法人が、平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度(以下この条において「改正事業年度」という。)においてその有する減価償却資産(新令第四十八条の二第一項第二号又は第三号

に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として新令第四十八条の二第一項第二号ロに規定する定率法（以下この項及び次項において「定率法」という。）を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条（減価償却資産の法定償却方法）の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該改正事業年度（次項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の同日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得をされた資産とみなして、次項並びに法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）、第四十八条の三第一項（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）及び第五十五条第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。

3 法人が、平成二十四年四月一日の属する事業年度においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該事業年度の新法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する新法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に規定する事業年度以後の各事業年度における法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三第一項及び第五十五条第五項の規定の適用については、その減価償却資産（新令第四十八条の二第一項第二号ロ②に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に規定する事業年度において同条第五項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は、同日以後に取得をされた資産とみなす。

に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として新令第四十八条の二第一項第二号ロに規定する定率法（以下この項及び次項において「定率法」という。）を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条（減価償却資産の法定償却方法）の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該改正事業年度（次項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の同日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得をされた資産とみなして、次項並びに法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）、第四十八条の三（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）及び第五十五条第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。

3 法人が、平成二十四年四月一日の属する事業年度においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該事業年度の新法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する新法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に規定する事業年度以後の各事業年度における法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三及び第五十五条第五項の規定の適用については、その減価償却資産（新令第四十八条の二第一項第二号ロ②に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に規定する事業年度において同条第五項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は、同日以後に取得をされた資産とみなす。

一〇三 省略

4 省略

5 法人が平成二十四年三月三十一日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額（当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第五十五条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の翌事業年度開始の時に取得したものとされる減価償却資産（当該法人が当該資産につき当該翌事業年度において第三項の規定の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下この項において同じ。）に係る法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三第一項及び第五十五条第五項の規定の適用については、当該減価償却資産は、同日以前に取得をされた資産に該当するものとする。

6・7 省略

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第六条 省略

2 省略

3 法人が施行日の前日の属する事業年度の当該前日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額について新令第五十五条第四項又は第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により当該事業年度の翌事業年度開始の時に取得したものとされる減価償却資産に係る法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）、（減価償却資産の償却の方法）及び第四十八条の三第一項（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）の規定の適用については、当該減価償却資産は、施行日前に取得をされた資産に該当するものとする。

一〇三 同上

4 同上

5 法人が平成二十四年三月三十一日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額（当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第五十五条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の翌事業年度開始の時に取得したものとされる減価償却資産（当該法人が当該資産につき当該翌事業年度において第三項の規定の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下この項において同じ。）に係る法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三及び第五十五条第五項の規定の適用については、当該減価償却資産は、同日以前に取得をされた資産に該当するものとする。

6・7 同上

附 則

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第六条 同上

2 同上

3 法人が施行日の前日の属する事業年度の当該前日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額について新令第五十五条第四項又は第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により当該事業年度の翌事業年度開始の時に取得したものとされる減価償却資産に係る新令第四十八条の二第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）、（減価償却資産の償却の方法）及び第四十八条の三（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）の規定の適用については、当該減価償却資産は、施行日前に取得をされた資産に該当するものとする。

第十三条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附 則

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第十一条 省略

258 省略

9 法人税法施行令第六十二条第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入されなかった金額には、同項に規定する償却の額のうち各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

（繰延資産の償却限度額等に関する経過措置）

第十二条 省略

2 省略

3 法人税法施行令第六十五条第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入されなかった金額には、同項に規定する償却の額のうち各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

4 省略

附 則

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第十一条 同上

258 同上

9 新法人税法施行令第六十二条の規定の適用については、同条に規定する損金の額に算入されなかった金額には、同条に規定する償却の額のうち各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

（繰延資産の償却限度額等に関する経過措置）

第十二条 同上

2 同上

3 新法人税法施行令第六十五条の規定の適用については、同条に規定する損金の額に算入されなかった金額には、同条に規定する償却の額のうち各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

4 同上